

2023年3月2日

笹川平和財団 ウクライナタスクフォース

1. 背景・問題意識

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻を受け、日本でもウクライナ避難民の受入が行われている。笹川平和財団では、日本においてウクライナ避難民のうち特に義務教育を修了した学齢期の子弟に対する教育の機会が十分に提供されていないのではないかとの問題意識の下、紛争や迫害、移住労働等の様々な事情で、住み慣れた場所や通い慣れた学校を離れ、先生や友人とも別れて国境を越えなければならない子どもたちに対して、安心して学び、過ごせる場所が日本において提供されるよう、彼らが参加できる高校教育のあり方に向けた提言を作成することを目的に、ウクライナ避難民の子どもたちが直面する現状と課題、ニーズに関する調査を実施した。

2022年10月～2023年2月に、ウクライナの教育制度や現状、周辺諸国でのウクライナ避難民の支援に関する文献調査及び、ウクライナ避難民支援に関する関係機関・組織および協力都市（神戸市、大阪市、横浜市）の関係者への聞き取り調査を実施した。また、日本にいるウクライナ避難民の高校生相当（15歳～18歳）を対象とし、質問票調査、深層インタビューを実施した。

出入国在留管理庁の統計によると、日本に入学したウクライナ避難民数は11月末には2千人を超え、18歳未満が400名程度である。そのうち、日本財団が生活費等を支援している15～18歳の子どもがいる家庭は全国で82世帯であった。

2. ウクライナからの避難民の教育を巡る状況

現在、ウクライナの教育制度は4-5-2年制で義務教育は11年間であり、日本の6-3-3制の12年間とは異なっている。ウクライナでは2018年から教育改革が実施されており、今後さらに12年制（4-5-3年制）となることが計画されている。小学校、中学校、高校には修了試験が実施される。高校の修了試験は、大学入学資格試験（EIT）も含まれており、大学進学を考える生徒は受験する必要がある。ウクライナの教育を、海外でも一部の国では受けることができる。2007年よりウクライナは、インターナショナル・ウクライナ・スクール（IUS）を欧州中心に設置しており、ここではウクライナの教育が受けられ、ウクライナの学校の卒業資格を得ることができる。しかし、IUSは日本には設置されていない。

ウクライナにおいて毎年5～6月に実施されるEITは、2022年は実施困難な状況であり、代替する試験（国家総合試験、National Multi-Subject Test：NMT）が実施された。ウクライナの近隣の23カ国での受験も可能であったが、日本では実施されなかった。また、小学校、中学校、高校の最終年には修了試験も通常は行われるが、2022年は修了試験を受験できなくとも通常の授業の成績のみで修了となる措置があった。

ウクライナの学校教育は、コロナ禍から、学校の授業にオンライン教育が導入され始めた。そのノウハウがあるため、戦争中でもオンラインで授業を実施している。一方で、日本に避難してきた避難民のうち、ウクライナの学校のオンライン授業に参加しながら、日本の学校に通う者もいる。避難民の支援を行っている3市の国際交流センター等からは、生徒が朝から夜まで授業を受ける事で疲労があると指摘がある。オンライン授業だけを受講している避難民の生徒については、同年代との実際の交流がないことを懸念する声もあった。

ウクライナ避難民を受け入れているポーランド、チェコ、スロバキア、ルーマニア、ジョージア、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、モルドバにおけるウクライナ避難民の受入状況を調べると、どの国においても公立校での教育は無料で提供されているが、言語の問題は全ての国で課題となっている。ウクライナ避難民を多く受け入れている国では、IUSに加え、避難民あるいは以前から在住するウクライナ人教師により、週に2日程度のウクライナ学校を開催しているところもある。また、学校に入学するための準備クラスを設置する国もある。

日本においても、他国と同様の支援がされている。日本語教室や通訳翻訳サービス、生活支援、居場所づくりや交流会など、各自治体に設置されている国際交流センターや国際交流協会などが主体となり、取り組みがなされている。

3. 日本におけるウクライナ避難民の教育状況の調査結果

このような背景のもと、日本におけるウクライナ避難民の教育状況を調査した。日本財団が支援するウクライナ避難民のうち15～18歳の者がいる家庭（日本の大学に通う者を除く）82世帯に質問票を送付し、2023年2月末日時点で、37件の回答が得られたが、調査への賛同が得られていないもの、重複回答などがあり、有効回答数は27件であった。そのうち協力をいただける方14名に対し対面ないしはオンラインで深層インタビューを実施した。

質問票調査では、27名中ウクライナの学校教育をオンラインで受講しているのは半数の14名であった。日本の学校教育を受けているとの回答は、半数弱の13名であった。公立学校へ通う者が3名、私立学校が4名、インターナショナルスクールが6名であった。ウクライナの学校教育も受けず、日本の学校にも日本語教室を含め通っていない人も1名いた。日本の学校に通い困っていることについては、「日本語での授業についていけない」が最も多かった。学校に通うために必要な支援では、多い順に「日本語学習の支援が提供される」、「英語の授業が提供される」こと、「入学前の事前準備支援」があった。

日本語学習については、27名中25名が学んでいると回答した。自分で日本語を学んでいるとの回答が15件あったが、自分では学ばないとの回答は8件あった。日本語学習は、オンラインでの学びは27名中11名が希望し、対面では12名が希望した。

オンライン環境では、大きな問題は示されなかった。

この2～3年先の進路希望は、日本での進学を考える者は20名、日本での就職を考える者は15名と多かった。一方、ウクライナで進学を考える者も6名いた。また、戦争次第で決められない、考えられないという回答もあった。

その他困難なことでは、日本語の習得に関する不安や自信のなさ、ウクライナとの時差の中、学ぶ環境が厳しいこと、戦争で今後の見通しが立たないこと、日本のビザが延長できるかについての懸念、学校に入学したいが金銭的な不安がある事や、戦争中で授業が充分に行える環境にない事、EIT 受験の支援への希望や、就職への不安などが挙げられた。

4. 深層インタビューから見てきたこと

深層インタビューでは、受けている教育の現状と受けた教育の希望、課題について聴き取りを行った。ウクライナのオンライン授業に出席したり課題対応をする理由は主に、修了資格を得ることが目的との回答が多かった。また、ウクライナのオンライン授業に取り組んでいない者は、11年生を修了した者が多かった。EIT 受験を考えている者もいるが、状況次第との回答が多い。積極的に受験を考えている意見はなかった。また、2022年のNMTを受験してから来日した者もいた。授業では、Zoom や、Google meet などのオンラインツール、プラットフォームも利用した授業が行われている。また、対面とオンラインのシフトでスケジュールが組まれる学校もあり、ウクライナの学校ではオンライン授業が中心となっている状況が明らかになった。

面談者で日本の教育を受けていると回答した者は、インターナショナルスクールや私立高校に通っていた。全般に、日本人のみならず、他国の外国人と学ぶことが楽しいというコメントが目立つ。一緒に勉強をしたり、留学生と一緒に過ごしたり、放課後を含め、バスケットボールや野球、時にバレーボールなどスポーツを楽しんだり、森や海辺の掃除をしたり、様々なイベントを楽しんでいるといった声があった。私立高校の中には、特別スケジュールを組んで、言語が問題にならないような配慮をしている学校もあった。また、日本の学校に通わない理由としては、日本語が分からない、英語が使えない、ウクライナ語が使えない等の問題が挙げられており、言語の影響は大きい。編入学年は、一律の傾向はなく、各学校が個別に生徒を判断している様子が伺えた。1年上の学年、同じ学年、下の学年に編入するケースもあった。また日本の学校に通うのが難しい理由としても日本語での授業を挙げる面談者が多い。

面談者の中には、日本の大学を進学先と考える者が多く、大学選びから入学手続きまでの支援が求められている。11年生を修了してから来日した面談者は、ウクライナのオンライン授業を受けずに高校や語学学校で日本語を学び、大学入学レベルの日本語力をつけようとしている。

求められる支援には、日本語学習に関するもの、大学進学に関する支援のほか、日本で受けられる支援の全体像が知りたいという意見もあり、これらを検討課題としてまとめた。

5. ウクライナ避難民の教育に関する検討課題

これまでの調査結果により抽出した検討課題は、下記のとおりである。

(1) 日本における教育支援のさらなる充実

①日本語学習の支援を行う

- ・ 英語での授業がある学校は私立やインターナショナルスクールが多く、公立の場合は日本語で授業を受ける必要がある。授業に付いていけるよう入り込み支援や補習、日本語の授業を学校の中で受講できるようにする。英語による学習が難しい生徒についてはニーズに応じて、ウクライナ語等、母語による日本語学習支援があることが望ましい。
- ・ 日本の大学への進学を希望する者が少なからず存在する一方、大学受験のために必要な日本語を習得できるか不安視する声も多い。希望する者に対し、レベルに合った日本語を学ぶ機会を提供する必要がある。

②進学支援・就職支援を行う

- ・ 学校と並行してプレクラスを受けることで順応しやすくなる¹。中学校、高校レベルの入学準備講座（学校で使う日本語、学校文化、年間計画や学校行事の説明）があると良い。
- ・ 日本の大学進学を希望する者に対し、日本の受験制度や学校選び、入試手続きなどの目標に応じた情報提供があると良い。
- ・ 高校卒業後、大学卒業後の就職準備に関する情報提供やマッチングの支援がさらに求められている。
- ・ 日本でも EIT 受験が出来ると望ましい。

③学費等、費用のサポート

- ・ 学費の支援を受けて日本の高校に通っているケースが複数あり、避難民個人で支払える金額ではないケースも少なくない。義務教育年齢でない高校就学年齢の難民・避難民を受け入れる場合、継続的に教育の機会を得るためには費用をどのように負担するのかについて、支援が中長期化する可能性も含めて、受け入れ時に検討する必要がある。

④学校や地域の支援体制の充実

- ・ 日本の学校に通う中で、教員や友人に恵まれ快適な学校生活を送れている避難民もいる一方、日本語が良くわからないことによるストレスや学校になじめない問題、また、学校に問題があるケースもあり、転校や帰国に至るケースも生じている。学校1校のみで避難民を受け入れ支えるのではなく、地域社会として避難民を支援していく必要がある。

⑤柔軟な単位互換と承認

- ・ 戦闘が長期化し、帰国の目途を立てにくい中で、ウクライナの学校と日本の学校の両方に通う子どもたちも少なくない。日本での対面授業は、オンラインでは得にくい体験学

¹ 横浜市で事例がある。

習の機会を提供し、社会情緒的発達の面でも得られるものがある。ウクライナ大使館との協議を通じ、日本の学校に求められる要件を確認し、ウクライナに帰国後に日本で学んだ年月が部分的にでも承認されるよう履修内容の文書化の支援をしたり、インターナショナルスクール等の卒業後 EIT を受けることによって、日本の大学のみならずウクライナの大学に入れると望ましい。

(2) 心理面への配慮の重要性

①生徒の日本での居場所づくり

- 学校に行かず、同年代の交流が対面でできない生徒が孤立しないよう、交流する機会を作る。
- 言語があまり必要でない、日本の学校での活動機会を作る。例えば、朝の部活、美術、理科の実験や工作、調理実習への参加など。
- プレクラスのような最低限度の日本語と日本の学校について教えるような場所でウクライナ人や他国の生徒との交流をする。
- ウクライナの避難民が、他の避難民を支えるような機会を作る。例えば、教師経験があるウクライナ避難民などによる授業実施²。

②心理的ケアを考慮した活動実施

- 慣れない環境に適応しようとストレスがかかっている人が多くいると思われるため、予防を兼ねて様々なストレス解消の機会を提供できると良い。
- 日本国内にいる同じ環境の人々と交流し、言葉によるストレス解消をする機会を作る。
- ウクライナ人のカウンセラーがいれば、母国語による個別カウンセリングを行う。
- 日本人や他国の人達と共に、言葉があまり必要でない動物、芸術、音楽³、運動、キャンプなどを中核とした、交流を伴う活動に触れる。アニマルセラピー、アートセラピー、音楽療法などを含めるような活動につなげる。
- 子どもを1人で育てる親、母親の支援を行う。日本でもひとり親支援、シングルマザー支援が行われており、このような活動への参加や支援も検討する。
- 同年代や類似した課題を持つ日本人や他国の外国人との交流機会を設ける。
- 顔が見えるような支援、人のつながりを重視し安心感を与えるよう心がける。

(3) より広い視野からの支援の充実に向けて

² 横浜市、大阪市で事例がある。

³ 横浜市においては、ウクライナ人の先生による音楽クラスが月1回程度行われている。

①日本で受けられる支援の全体像の提示・説明をする

- ・ 来日して日の浅い避難民にとっては、どのような支援が受けられるのか想像がつかず、市役所で尋ねるのも気が引けるとのことである。そのため、支援リストとその申し込み方法を示すリストがあると良い。
- ・ 支援は有難いが、毎週送られてくる物資がどのような団体からのものなのか、分からないので知りたいという声に対応し、支援団体の手短な情報をウクライナ語訳で付けると良い。
- ・ 医療サービスや保険証についての説明をウクライナ語訳で付けると良い。
- ・ ビザについても今後の方針が公表され次第、お知らせする。

②時間軸によるニーズ変化への対応

- ・ 滞在期間に応じ、ニーズも異なる。ステップごとの支援が必要である。初期は日本での生活が自立して行えるようになるための支援。中期は、日本での語学や就学準備。後期は、実際の就職や就学後のフォローアップ等が考えられる。
- ・ 避難民の担当コーディネーターを現在も設置されているが、地域によってばらつきはある。担当者を明確に定め、神戸のようにより密で細かな長期的な支援が出来ることと安心感も増す。
- ・ 定期的な面談により、ニーズの変化を把握する。

③地域による支援の差を是正する

- ・ 各組織、自治体によって得られる支援が異なるため、地域の特性を補完する。例えば、語学指導の場合は、オンデマンドの日本語学習は誰でも学べるようにしておく。また、プラットフォームを設置し、日本語学習が止まってしまうような生徒に対し、個別にフォローアップを行う。

④避難民間の格差を是正する

- ・ 支援が不足しているとは言っても、他の避難民と比較して、優遇されている。ウクライナ人同等の支援が他の避難民にもできるように、難民間の格差を無くすよう、ウクライナという枠を外し、各自治体が難民支援の活動を行っていく。
- ・ 避難民として支援されるだけでなく、他の避難民を支援するような場所・機会の提供することで、避難民間の交流も促進され、知見の共有が出来る。

以上